



国土交通省

東北運輸局宮城運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《 〃 〃 宮城県政記者会》

平成30年7月6日
国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局

仙台市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年8月31日に東北運輸局宮城運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

- 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年7月5日
- 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：東北観光バス株式会社 代表取締役 相原 文夫
(法人番号：3370001016303)
宮城県仙台市太白区鉤取四丁目24番20号
営業所：南仙台営業所
宮城県名取市高館吉田字内館1-1
- 行政処分等年月日
平成30年6月18日
- 行政処分等の概要
 - ①事業用自動車の使用停止処分
平成30年7月5日から平成30年7月22日まで（5両×18日間停止）
 - ②文書警告
- 違反の概要
(裏面に続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 宮城運輸支局 輸送・監査部門
担当：奥、高貝
Tel：022-235-2517
音声ガイダンス「3」

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

・事業用自動車の運行に関する状況を把握するための体制を適切に整備していなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)

・乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

・初任運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

・高齢(初任)運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

②文書警告

1. 運行管理者等の選任・解任届出について、国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第23条第3項)

・運行管理補助者の選任の届出を行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)

2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

・乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務させていた。

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)